

# 木更津港港湾計画書

— 改訂 —

平成22年3月

木更津港港湾管理者

千葉県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成10年5月千葉県地方港湾審議会
- ・平成10年7月港湾審議会第166回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年2月千葉県地方港湾審議会
- ・平成18年5月千葉県地方港湾審議会
- ・平成18年7月交通政策審議会第18回港湾分科会
- ・平成20年2月千葉県地方港湾審議会

の議を経た木更津港の港湾計画を改訂するものである。

## 目 次

I	港湾計画の方針	1
1	木更津港への要請	1
2	計画の基本方針	2
II	港湾の能力	4
III	港湾計画で定める機能別の計画	5
1	物流	5
1-1	公共埠頭計画	5
1-2	木材取扱施設計画	6
1-3	専用埠頭計画	7
1-4	水域施設計画	8
1-5	臨港交通施設計画	9
2	交流	11
2-1	旅客船埠頭計画	11
2-2	水域施設計画	12
2-3	マリーナ計画	12
3	環境	13
3-1	港湾環境整備施設計画	13
3-2	自然的環境の保全	13
4	安全	14
4-1	大規模地震対策施設計画	14
4-2	小型船だまり計画	14

5	その他	16
5-1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能 するために必要な施設	16
IV	土地造成及び土地利用計画	17
1	土地利用計画	17
2	土地造成計画	17
V	その他の事項	18
1	利用形態の見直しの検討が必要な区域	18
2	船舶の適正な収容	18

# I 港湾計画の方針

## 1 木更津港への要請

木更津港は、東京湾東岸の南部に位置し、江戸時代から当地方の物資集散港として繁栄してきた。昭和36年、新日本製鐵(株)の進出が決定し、昭和43年、鉄鋼一貫工場が稼働、同年、重要港湾に指定された。公共埠頭や航路も併せて整備され、その後、富津地区を編入して、昭和60年には東京電力(株)富津火力発電所が操業開始した。

今日の木更津港は、関東地域の鉄鋼、エネルギー、木材加工団地等の生産活動の拠点として、また、東京湾内各港への建設資材等の搬出港として、関東地域の経済活動における重要な役割を果たしている。

加えて、平成15年には「リサイクルポート」の指定を受け、広域的なリサイクル施設の立地が進展している。さらに、平成18年には「木更津港湾物流効率化特区」に指定され、港湾内における大型特殊貨物車両による貨物運搬によって、背後に立地する企業にとって効率的な輸送活動を可能とし、コスト縮減を図る等、物流合理化の取り組みも進んでいる。

近年、東京湾内の臨海部においては、海上輸送の利便性が高く、大規模な用地確保が比較的容易で、関連企業と近接しているなど、臨海部の優位性を活かした企業立地が進んできている。

木更津港としては、今後も、鉄鋼、エネルギー、木材などのバルク貨物を中心に扱うこととし、関東地域の発展を支える港として、物流機能の強化等による国際競争力の強化及び産業立地環境の改善を図っていくこととする。

そのため、特区の指定に伴う外貨貨物の増加に対応した大型岸壁の拡充が急務となっている。また、近年の厳しい経済状況の中、背後

企業の競争力を強化するため、輸送コスト削減に資する船舶の大型化に対応した岸壁や航路・泊地の整備など、物流機能の強化が求められている。

また、港内に分散する官公庁船、ポートサービス船、作業船等の集約化を図るとともに、秩序ある海洋レジャーの推進と港湾の安全性の向上のため、港湾内に放置係留されているプレジャーボート等の適正な収容が求められている。

一方、環境に対する市民の意識が高まる中で、東京湾に残された干潟や浅場等の貴重な自然環境の保全を図るとともに、海辺の魅力を活かした憩いの空間の創出、「みなと木更津再生」に向けた賑わい拠点の形成が求められている。

さらには、背後に木更津市、君津市、富津市の3都市を抱え、大規模地震発生時における緊急物資の輸送や地域住民の安全確保を目的とした防災機能の強化として耐震強化岸壁の整備が必要である。

## 2 計画の基本方針

千葉県南部地域の産業・物流の拠点として、また、エネルギー供給拠点として物流機能の充実を図るとともに、物流、観光・交流・アメニティ、環境、防災の4つの機能が融合した魅力ある港を実現するため、平成30年代前半を目標年次として、以下のように方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

- 1) 本港背後に立地する企業の貨物の増加や船舶の大型化に対応するため、外内貿貨物の取扱機能の強化を図る。
- 2) 快適な港湾環境を創造するため、地域住民が海に親しむことのできる開放的な親水空間の確保及び地域住民等の交流に配慮した空間の創出を図る。

- 3) 港内における船舶の安全な停泊を確保し、船舶航行の輻輳を軽減するため、内航貨物船、官公庁船等の適切な収容を図る。また、港湾の安全性の向上と秩序ある海洋レジャーの推進を図るため、港内に放置されているプレジャーボートの適切な収容を図る。
- 4) 東京湾内に残された干潟や浅場等の貴重な自然環境を保全する。
- 5) 大規模地震発生等、災害時における物資の緊急輸送、住民の避難に供するため、大規模地震対策の強化を図る。
- 6) 港湾と背後地域及び港湾内の円滑な交通を確保するため、臨港交通体系の充実を図る。

以上の方針のもと、物流・交流・環境・安全の多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- ① 木更津南部地区及び富津地区中央部は、物流関連ゾーンとする。
- ② 木更津南部地区奥部、君津地区、富津地区北西部及び奥部は、生産ゾーンとする。
- ③ 富津地区北西部は、エネルギー関連ゾーンとする。
- ④ 吾妻地区南部は、交流拠点ゾーンとする。
- ⑤ 木更津南部地区東部は、都市機能ゾーンとする。
- ⑥ 吾妻地区、富津地区西部及び南部は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- ⑦ 江川地区から吾妻地区にかけての海域は環境保全ゾーンとする。
- ⑧ 江川地区、吾妻地区、木更津南部地区北部及び富津地区西部は、船だまり関連ゾーンとする。
- ⑨ 富津地区北部は、廃棄物処理ゾーンとする。

## Ⅱ 港湾の能力

目標年次（平成30年代前半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	4,750万トン
	内 貿	2,340万トン
	合 計	7,090万トン
船舶乗降旅客数等		5万人

### Ⅲ 港湾計画で定める機能別の計画

#### 1 物流

##### 1-1 公共埠頭計画

###### (1) 外貿埠頭計画

船舶の大型化に対応するとともに、完成自動車、鋼材、金属くず等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

木更津南部地区

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 260 m (うち 240 m 既設)

[既設の変更計画] K-H

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [既設の変更計画] K-F

( 既設  
水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 240 m  
水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m )

###### (2) 内貿埠頭計画

砂・砂利等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

木更津南部地区

水深 5.5 m 岸壁 3 バース 延長 300 m [既定計画] K-I

~ K-K

埠頭用地 1 ha (荷捌施設用地) [既定計画]

## 1-2 木材取扱施設計画

輸入木材を引き続き取り扱うため、木材取扱施設を次のとおり計画する。

### [木材取扱施設計画]

#### 木更津南部地区

水深10m	ドルフィン1バース（専用）		[既設の変更計画]
航路・泊地	水深10m	面積14ha	[既設の変更計画]
泊地	水深10m	面積1ha	[既設の変更計画]
水面整理場	水深3m	面積8ha	[既設の変更計画]
水面貯木場	水深3m	面積30ha	[既設]

#### 既設

水深10m	ドルフィン2バース（専用）		
泊地	水深10m	面積17ha	
水面整理場	水深3m	面積19ha	
水面貯木場	水深3m	面積30ha	

### 1-3 専用埠頭計画

立地企業の要請等に対応するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

#### [専用埠頭計画]

##### 君津地区

水深 19 m 岸壁 延長 1,076 m (うち 772 m 既設)

[既設の変更計画]

( 既設 )  
水深 19 m 岸壁 2 バース 延長 772 m  
水深 17 m 岸壁 1 バース 延長 304 m

##### 富津地区

水深 7.5 m 岸壁 4 バース 延長 550 m

(うち 2 バース 260 m 既設) [既定計画の変更計画]

( 既定計画 )  
水深 7.5 m 岸壁 6 バース 延長 810 m  
(うち 2 バース 260 m 既設)

## 1-4 水域施設計画

係留施設の計画に対応するため、航路、航路・泊地及び泊地を次のとおり計画する。

### [水域施設計画]

#### 1) 航路

君津地区 君津航路 水深12m 幅員250～460m (工事中)

[既設の変更計画]

( 既設  
君津地区 君津航路 水深12m 幅員250m(工事中) )

#### 2) 航路・泊地

木更津南部地区 水深12m 面積13ha [既設の変更計画]

君津地区 水深19m 面積14ha [既設の変更計画]

水深12m 面積 2ha [既設の変更計画]

( 既設  
木更津南部地区 泊地 水深12m  
水深4～11m  
君津地区 泊地 水深17m  
泊地 水深12m (工事中)  
水深6.5m (工事中) )

#### 3) 泊地

木更津南部地区 水深12m 面積2ha [既設の変更計画]

水深5.5m 面積2ha [既定計画の変更計画]

君津地区 水深19m 面積1ha [既設の変更計画]

富津地区 水深 7.5 m 面積 1 h a [既定計画の変更計画]

既定計画

木更津南部地区 泊地 水深 5.5 m 面積 3 h a

富津地区 泊地 水深 7.5 m 面積 2 h a

既設

木更津南部地区 泊地 水深 4 ~ 1.1 m

君津地区 泊地 水深 1.7 m

#### 1-5 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

道路

臨港道路内港公園 1 号線

(区間 A) 起点 内港公園先端 終点 吾妻臨港橋

2 車線 (工事中) [既設の変更計画]

(区間 B) 起点 吾妻臨港橋 終点 木更津市道 2 4 1 0 号線

2 車線 [既定計画の変更計画]

臨港道路内港公園 2 号線

起点 内港公園 終点 県道木更津富津線 2 車線 [新規計画]

臨港道路 7 号線

起点 臨港道路 2 号線 終点 臨港道路 4 号線 2 車線(既設)

[既定計画の変更計画]

既定計画

臨港道路中の島マリーナ線

起点 中の島マリーナ 終点 吾妻埠頭 2 車線

臨港道路 7 号線

起点 臨港道路 2 号線 終点 臨港道路 4 号線 2 車線

以下の既定計画を削除する。

既定計画

臨港道路 3 号線

起点 臨港道路 2 号線 終点 潮見木更津高等学校線

4 車線

## 2 交流

### 2-1 旅客船埠頭計画

観光船、イベント船など多目的な利用に供するため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

[旅客船埠頭計画]

吾妻地区

水深 4 m 物揚場 延長 9 0 m [既定計画の変更計画] A-A

埠頭用地 1 h a (旅客施設用地) [既定計画の変更計画]

(既定計画  
水深 4 m 物揚場 延長 2 0 0 m  
埠頭用地 1 h a (旅客施設用地))

なお、これに伴い以下の施設を廃止する。

(既設  
小型栈橋 3 基)

## 2-2 水域施設計画

係留施設の計画に対応するため、航路及び泊地を次のとおり計画する。

### [水域施設計画]

#### 1) 航路

木更津南部地区 木更津内港航路 水深4 m 幅員110 m

[既定計画]

#### 2) 泊地

吾妻地区 水深4 m 面積2 ha [既定計画の変更計画]

( 既定計画  
吾妻地区 泊地 水深4 m 面積2 ha )

## 2-3 マリーナ計画

小型船だまりでのプレジャーボート等の収容を図るため、マリーナ計画を次のとおり削除する。

### [マリーナ計画]

以下の既定計画を削除する。

( 既定計画  
吾妻地区 泊地 水深3 m 面積2 ha  
航路 水深3 m 幅員30 m  
防波堤 延長70 m  
小型栈橋 3基  
船揚場 延長30 m  
交流厚生用地 4 ha )

### 3 環境

#### 3-1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

吾妻地区 緑地 5 h a (うち 2 h a 工事中) [既定計画の変更計画]

( 既定計画  
緑地 8 h a (うち 3 h a 工事中) )

なお、これに伴い以下の施設を廃止する。

( 既設  
物揚場 水深 3 m 延長 4 6 9 m  
小型栈橋 5 基 )

以下の既定計画を削除する。

( 既定計画  
木更津南部地区 緑地 1 0 h a )

#### 3-2 自然的環境の保全

江川地区から吾妻地区において、良好な環境の形成を図るため、自然的環境を保全する区域を次のとおり計画する。

[自然的環境を保全する区域]

江川地区から吾妻地区において自然的環境を保全する区域を定める。

## 4 安全

### 4-1 大規模地震対策施設計画

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

[大規模地震対策施設計画]

木更津南部地区

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [新規計画] K-F

以下の既定計画を削除する。

( 既定計画  
吾妻地区 水深 4 m 物揚場 延長 200 m )

### 4-2 小型船だまり計画

官公庁船、ポートサービス船等の集約化及びプレジャーボート等の適正な収容を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

吾妻地区

吾妻船だまり

防波堤 延長 320 m (うち 180 m 既設) [既設の変更計画]

小型栈橋 7 基 [新規計画]

( 既設  
防波堤 延長 180 m )

吾妻第2船だまり

小型栈橋 9基（うち2基既設）[新規計画]

内港防波堤 130m（既設）[新規計画]

埠頭用地 1ha（既設）[新規計画]

木更津南部地区

新港船だまり

防波堤(波除) 延長130m [新規計画]

泊地 水深5.5m 面積10ha [既定計画の変更計画]

岸壁 水深5.5m 延長1,084m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 2ha [既定計画の変更計画]

既定計画

泊地 水深5.5m 面積15ha

岸壁 水深5.5m 延長1,457m

埠頭用地 2ha

潮浜船だまり

小型栈橋 1基 [既定計画]

富津地区

新富船だまり

小型栈橋 1基 [既定計画]

## 5 その他

### 5-1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、国際海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

[国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設]

#### 木更津南部地区

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 260 m  
(うち 240 m 既設) [新規計画] K-H

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [新規計画] K-F

水深 1.2 m 航路・泊地 面積 1.3 ha [新規計画]

水深 1.2 m 泊地 面積 2 ha [新規計画]

## IV 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画及び土地造成計画を次のとおり変更する。

### 1 土地利用計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	海面 処分 用地	公共 用地	合計
江川	(2) 2					(1) 1		(1) 1				(2) 2
吾妻	(4) 4		(1) 1			(1) 1		(5) 8				(10) 13
木更津 南部	(29) 29	(36) 36		(220) 220	87	(13) 40		(12) 12			(20) 20	(329) 443
君津				(833) 833		17					(16) 16	(849) 866
富津	(8) 8	(23) 23		(317) 317	36	(5) 38	(60) 60	(21) 65	(2) 2	(70) 70	(23) 23	(527) 640
合計	(42) 42	(59) 59	(1) 1	(1,369) 1,369	122	(19) 97	(60) 60	(38) 85	(2) 2	(70) 70	(59) 59	(1,718) 1,965

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

### 2 土地造成計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	海面 処分 用地	公共 用地	合計
吾妻	(1) 1		(1) 1			(1) 1		(1) 1				(2) 2
木更津 南部	(2) 2											(2) 2
合計	(2) 2		(1) 1			(1) 1		(1) 1				(4) 4

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

## V その他の事項

### 1 利用形態の見直しの検討が必要な区域

木更津南部地区においては、原木取扱量の減少に伴い、水面整理場及び水面貯木場の利用規模の見直しが必要であり、利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。

[利用形態の見直しの検討が必要な区域]

木更津南部地区において、利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。

### 2 船舶の適正な収容

港湾区域を適正に管理するため、放置艇対策として小型船だまりを計画し、プレジャーボートの収容を図る。また、これを補完して、放置艇を適切に収容するため、港奥部の静穏な水域を有効活用することとする。